

第112回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 事業報告の「Ⅶ. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」……………1
- ② 連結計算書類の連結注記表……………1
- ③ 計算書類の個別注記表……………15

本内容は、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

野村ホールディングス株式会社

① 事業報告の「Ⅶ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」

Ⅶ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

会社の経営方針の決定を支配することが可能な量の株式を保有する株主についての基本的な対処方針に関して、当社は、そのような量の株式を保有しようとする者を許容するか否かは最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えております。したがって、新株予約権をあらかじめ発行する防衛策（ライツプラン）等のいわゆる買収防衛策は現時点では導入しておりません。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益にとって不適切な者により当社の買収が試みられようとした場合には、社内を設置した「企業価値向上委員会」が買収提案等に関して調査・検討を行い、当社社外取締役で構成する検討会議に諮った後、取締役会における十分な審議を経て、企業価値・株主共同の利益の観点から株主にとっての最善策について結論を出すことといたします。

② 連結計算書類の連結注記表

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成しております。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載および注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結計算書類作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体（あわせて「野村」）を連結の範囲に含めております。通常、議決権の過半を保有することが財務上の支配を保持している条件となりますので、当社は議決権の過半を保有している事業体を連結しております。また、米国財務会計基準審議会編纂書（以下「編纂書」）810「連結」の規定に従い、当社が主たる受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップ等の3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については、持分法により処理され、関連会社に対する投資および貸付金の勘定に計上しております。なお、編纂書825「金融商品」のもとで、公正価値オプションを選択したエクイティ投資については持分法を適用せず、公正価値により評価し、トレーディング資産、プライベート・エクイティ投資またはその他の勘定に計上しております。野村は普通株式への出資比率が36.9%である株式会社足利ホールディングスへの投資に対して公正価値オプションを適用し、当該投資および関連する損益はその他の資産—その他および収益—その他にそれぞれ計上してお

ります。

また、編纂書946「金融サービス投資会社」の対象となる投資会社は、その投資先に対して持分法や連結会計を適用せず、すべての投資を公正価値で計上し、公正価値の変動を損益として認識しております。

〔重要な会計方針〕

3. 有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法

(1) トレーディング資産・負債

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は、連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。関連する損益は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(2) プライベート・エクイティ投資

プライベート・エクイティ投資は公正価値により評価されております。当該投資にかかる公正価値の変動額は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(3) 投資持分証券

投資持分証券には、営業目的または営業目的以外の目的で取得された、上場および非上場の株式が含まれております。営業目的で取得された投資持分証券は、連結貸借対照表においてその他の資産—投資持分証券に含まれており、営業目的以外で保有する投資持分証券は、その他の資産—その他に含まれております。

営業目的およびトレーディング活動を行っていない子会社で保有する営業目的以外の投資持分証券は、公正価値により評価し、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。保険子会社が保有する営業目的以外の投資持分証券は公正価値により評価し、評価損益は税効果額を調整した上でその他の包括利益に計上しております。

(4) トレーディング目的以外の負債証券

トレーディング目的以外の負債証券は、主にトレーディング活動を行っていない子会社および保険子会社によって保有される負債証券で構成されます。保険子会社の保有するトレーディング目的以外の負債証券は公正価値で評価し、評価損益は、公正価値

ヘッジの適用部分は収益—その他に、それ以外は税効果額を調整した上でその他の包括利益に計上しております。またトレーディング活動を行っていない子会社の保有するトレーディング目的以外の負債証券は公正価値で計上され、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積もった耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。耐用年数が限定的な無形資産は利用可能期間にわたって定額法で償却しております。

5. 長期性資産

編纂書360「固定資産」(以下「編纂書360」)は長期性資産の減損および処分にかかる財務会計および報告の指針を規定しております。

編纂書360に従い、のれんおよびその他の非償却性無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には、必ず減損テストを実施しております。将来の割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、公正価値に基づき損失を認識しております。

6. のれんおよび無形資産

のれんおよび非償却性無形資産は編纂書350「無形資産—のれんおよびその他」に従い、年1回(特定の状況がある場合にはより高い頻度で)減損の検討が行われております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

野村は公正価値での測定がなされていない貸付金に対して、発生が予測される損失につき最善の見積もりを行い、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金は、個別に減損を判定している

〔連結〕

貸付金に対する個別引当金と、個別に減損を判定していない貸付金に対し、過去の貸倒実績率に基づき総合的に見積られる一般引当金によって構成されております。

個別引当金は、個別に減損を判定している貸付金から発生すると見込まれる損失を反映しております。潜在的な損失可能性に対する経営者の最善の見積もりには、貸付金の性格、過年度の貸倒実績、現在の経済状況、債務者の現在の財政状態、担保の公正価値等のさまざまな要素が考慮されており、これらによって債務者の返済能力が判断されております。この引当金は、減損している貸付金の帳簿価額の調整として、個々の貸付金ごとに期待将来キャッシュ・フローを実効利率で割り引いた現在価値、貸付金の市場価格、または担保依存型の貸付金には担保の公正価値を用い、測定されております。

一般引当金は、個別に減損を判定している貸付金以外の貸付金に対する引当金であり、貸借対照表日における利用可能な情報に基づいた回収可能性の判断、これらの基礎的な推定に内在する不確実性を含んでおります。この引当金は、現在の経済環境などの定性的要素を調整した過去の損失実績を参考にして測定されております。

(2) 未払退職・年金費用

編纂書715「報酬—退職給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、確定給付年金において年金資産の公正価値と予測給付債務の差額として測定した制度の財政状態を認識しております。

未認識過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間で定額償却しております。

未認識の数理計算上の損益については、回廊(=予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10%)を超える部分について、従業員の平均残存勤務期間で定額償却しております。

8. ヘッジ会計の方法等

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、発行済みの負債証券などのトレーディング目的以外の特定

の負債の市場リスク、保険子会社が保有するトレーディング目的以外の特定の外貨建負債証券の為替リスクおよび海外事業への純投資にかかる為替リスクを管理することであり、

これらのデリバティブ取引は、特定の資産または負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスク低減に有効であるようヘッジ指定され、ヘッジ対象資産負債の公正価値の変化および為替変動と高い相関性を有しております。野村は公正価値ヘッジおよび純投資ヘッジをこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに金融費用もしくは収益—その他に計上し、または為替換算調整勘定に含めて処理しております。

上記の他、従業員等に対して付与される株価連動型報酬にかかる株価変動リスクを管理するため、トレーディング目的以外でデリバティブを利用しております。

9. 外貨換算

連結計算書類の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、連結貸借対照表の累積的その他の包括利益に含まれております。外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の損益に計上しております。

10. 日本国内の100%子会社は連結納税制度を導入しております。

11. 会計方針の変更

抵当権が設定された不動産担保ローン

2014年1月、米国財務会計基準審議会は、編纂書310-40「債権—債権者による不良債権のリストラクチャリング」(以下「編纂書310-40」)を改訂するASU第2014-04号「消費者向け居住用不動産担保ローンの抵当権実行時の再分類」(以下「ASU2014-04」)を公表しました。ASU2014-04は、編纂書310-40の規定を充実させ、事実上の再取得または抵当権実行の

発生時期や債権者が消費者向け住宅ローンの担保不動産を占有した時期に関する指針を提供するとともに、債権者が抵当権実行により所有した居住用不動産および抵当手続き実行中の消費者向け住宅ローンに関する新たな開示を要請しています。

ASU2014-04は2014年12月16日以降に開始する連結会計年度およびその四半期より適用され、早期適用が許容されています。

野村は、ASU2014-04を2015年4月1日より適用しましたが、連結財務諸表への重要な影響はありませんでした。

担保権が実行された政府保証付き不動産担保ローン

2014年8月、米国財務会計基準審議会は、編纂書310-40を改訂するASU第2014-14号「抵当権実行時における特定の政府保証付き不動産担保ローンの分類」(以下「ASU2014-14」)を公表しました。ASU2014-14は、編纂書310-40の規定を充実させ、政府保証付き不動産担保ローンの抵当権実行にあたり、債権者が不動産の代わりに別個の債権を認識すべき時期に関する指針を提供しています。

ASU2014-14は2014年12月16日以降に開始する連結会計年度およびその四半期より将来にわたって、または修正遡及法により適用され、早期適用が許容されています。

野村は、ASU2014-14を2015年4月1日より適用しましたが、連結財務諸表への重要な影響はありませんでした。

非継続事業の報告

2014年4月、米国財務会計基準審議会は、編纂書205「財務諸表の表示」および編纂書360を改訂するASU第2014-08号「非継続事業の報告および企業の構成単位の処分に関する開示」(以下「ASU2014-08」)を公表しました。ASU2014-08は非継続事業に該当する処分が少なくなるよう非継続事業の要件を変更するとともに、新しい表示および開示を要請しています。

ASU2014-08は2014年12月15日以降に開始する連結会計年度およびその四半期より将来にわたって適用されます。早期適用が許容されていますが、過去に公表された(または公表できる状

態にあった)財務諸表で報告されていない処分(または売却目的に区分された予定処分)のみが対象となります。

野村は、ASU2014-08を2015年4月1日より適用しましたが、連結財務諸表への重要な影響はありませんでした。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

12. 担保に供している資産

トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資などに含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券(現先レポ取引分を含む)。 6,483,857百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられている資産残高。 3,763,788百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、担保付借入取引等において、担保により保証するため、もしくはその他の目的のため差し入れられている資産残高。⁽¹⁾⁽²⁾ 1,952,439百万円

(1) 特別目的事業体を通じた資金調達および資産に対する支配を喪失しない譲渡取引において担保として差し入れているとみなされる資産残高を含みます。

(2) このほか借入有価証券および担保受入有価証券を14,502百万円差し入れております。

13. 証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860「譲渡とサービシング」の規定に基づき処理しております。編

〔連結〕

纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a)譲渡資産が譲渡人から隔離されていること(譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても)、(b)譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達のためのためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の所有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c)譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結計算書類では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益―トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については、野村は最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が当連結会計年度において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは3,817億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益は重要な金額ではありませんでした。さらに当連結会計年度において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は18,673億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは14,124億円となっております。2016年3月31日現在

で、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高は65,327億円となっており、野村はこれらの特別目的事業体に対して1,999億円の持分を当初から継続的に保有しております。当連結会計年度において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額は507億円となっております。野村はこれらの特別目的事業体との間に、毀損した担保資産を入れ替える契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約を合計20億円結んでおりますが、その他契約外の財務支援は行っておりません。

14. 偶発事象

訴訟その他法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金もしくは訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上でそれら法的手続きならびに請求を個々の事案について定期的に評価を行い、それらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」(以下「編纂書450」)に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまでは

言えないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合は当社に対する損失の発生の蓋然性は高くないが、その可能性が低いとまでは言えない場合であると定義されております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結計算書類の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または連結会計年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

以下の野村に対する主な訴訟および法的手続きの一部について、当社は、負債計上されている額(もしあれば)を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができます。これらの見積もりは、連結計算書類の作成基準日時点の情報に基づき算出されています(各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求を含みますがこれらに限りません)。2016年5月10日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約490億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でないこと、②損害を相手方が明らかにしていないこと、③損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、⑤時効の適用などを含め、請求の却下にもつなげる重要な法律問題が解決されて

いないこと、または⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること等が挙げられます。

2008年1月、ノムラ・インターナショナル PLC(以下「NIP」)は、イタリア共和国ベスカラ州の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約(1998年)に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した約33.8百万ユーロおよび金利の返還を求めるものでした。NIPは同県租税裁判所の租税局の主張を認める決定を不服とし、その取り消しを求めております。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry および Fairfield Sigmaの2つのファンド(共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」)が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC(米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」)を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、米国の連邦破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人(以下「Madoff管財人」)が米国の連邦破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。これら2件の訴訟は、同じ約35百万米ドルの償還金の返還を請求するものです。

2011年3月、インドネシアの銀行、ピーティー・バンク・ムティアラ(以下「バンク・ムティアラ」)は、NIPが設立した特別目的事業体に対してスイス・チューリッヒ州裁判所に訴訟を提起しました。当該特別目的事業体はNIPの連結対象となっております。本件訴訟は、当該特別目的事業体による第三者(テルトップ・ホールディング・リミテッド(以下「テルトップ」))へのローンの担保権の帰属をめぐる係争であり、担保の対象は、スイスのある銀行口座の預金約156百万米ドル相当でした。テルトップは現在清算中です。当該特別目的事業体は、バンク・ムティアラによる担保権主張には根

〔連結〕

抛がないと考え、預金の引渡しを求めていました。2014年10月2日、NIPは、預金は当該特別目的事業体のみに帰属すると認めたチューリッヒ州裁判所の判決文を受領しました。当該判決に対し、バンク・ムティアラは上告しました。2015年7月9日、スイス連邦最高裁判所がチューリッヒ州裁判所の判決を支持し、当該判決が確定したため、預金は特別目的事業体に引き渡されました。

2011年4月、ポストン連邦住宅貸付銀行は住宅用不動産ローン担保証券(以下「RMBS」)の発行体、スポンサー、引受人およびそれらの親会社等多数の者に対してマサチューセッツ州裁判所に訴訟を提起しました。その中にはノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション(以下「NAAC」)、ノムラ・クレジット&キャピタルInc.(以下「NCCI」)、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.(以下「NSI」)およびノムラ・ホールディング・アメリカInc.(以下「NHA」)が含まれております。ポストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。ポストン連邦住宅貸付銀行は州法に基づき購入の取消または損害賠償を請求しています。ポストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行した約406百万米ドルの証券を4回にわたる募集において購入したと主張しています。現在、証拠開示手続きが行われております。

2011年7月、ウエスタン・コーポレート連邦信用組合(Western Corporate Federal Credit Union(以下「WesCorp」))の清算人である米国信用組合管理機構(National Credit Union Administration Board(以下「NCUA」))はRMBSの発行体、スポンサー、引受人等に対してカリフォルニア中部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中にはNAACおよびノムラ・ホーム・エクイティ・ローンInc.(以下「NHEL」)が含まれております。WesCorpは募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張してい

ます。WesCorpは2回にわたる募集において約83百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取消または損害賠償を請求しています。裁判所はNHELに対するNCUAの請求を却下しましたが、NCUAは第9巡回区控訴裁判所において控訴しています。また、NAACに対するNCUAの請求については、訴訟が係属しております。

2011年9月、連邦住宅抵当公庫(Federal National Mortgage Association)および連邦住宅金融抵当金庫(Federal Home Loan Mortgage Corporation)(以下総称して「政府系機関」)の財産管理人である米連邦住宅金融局(Federal Housing Finance Agency)は、RMBSの発行体、スポンサー、引受人およびこれらの親会社等に対してニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社であるNAAC、NHEL、NCCI、NSIおよびNHAが含まれております。政府系機関はNAACおよびNHELが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張していました。政府系機関は7回にわたる募集において約20億46百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取消しを請求していました。2015年3月16日から審理が行われ、2015年4月9日に最終弁論が終了しました。2015年5月15日、裁判所の判決が言い渡され、裁判所は政府系機関が被告らに対し訴訟の対象となっているRMBSを引き渡す代わりに、被告らが政府系機関に対し806百万米ドルを支払うよう命じました。当社米国子会社らは第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。被告らは、州証券法に基づき回収可能な訴訟費用および弁護士費用を、控訴審の判決に応じて最大33百万米ドル支払うことに合意しました。

2011年10月、米国中央連邦信用組合(U.S. Central Federal Credit Union(以下「U.S. Central」))の清算人である米国信用組合管理機構(National Credit Union Administration Board)はRMBSの発行体、スポンサー、引受人等に対してカンザ

ス地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中にはNHELが含まれております。U.S. CentralはNHELが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。U.S. Centralは1回の募集において約50百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取消または損害賠償を請求しています。当社の米国子会社からの請求却下の申立ては、一審および第10巡回区控訴裁判所において棄却され、上告していましたが、連邦最高裁判所は控訴審判決を破棄し、同控訴裁判所に直近の最高裁判決を基に再考するよう、差し戻しました。同控訴裁判所は、請求却下の申立てを再度棄却しました。

2011年11月、NIPはBLMISの破産手続きのために、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所によって任命されたMadoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日(BLMISに対して破産手続きが開始された日)以前の6年間に受け取ったと主張し、これを返還するよう、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき求めています。Madoff管財人によるNIPに対する返還請求の金額は、約21百万米ドルです。

2012年8月、米国プルデンシャル保険会社(The Prudential Insurance Company of America)およびその関連会社(以下総称して「プルデンシャル」)は、RMBSの発行体、スポンサーおよび引受人であるNHEL、NCCIおよびNSIに対して、ニュージャージー州裁判所に訴訟を提起しました。プルデンシャルは、RMBSを5回にわたる募集において約183百万米ドル購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているローンの貸付行為および質について重大かつ詐欺的な表明保証違反があったと主張していました。2015年8月11日に当事者らは和解し、当該訴訟は取り下げられました。

2013年3月、モンテパスキ銀行(以下「MPS」)は、①MPSの元役員2名および②NIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました(以下「MPS訴訟」)。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が2009年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、NIPは、MPS元役員の違法行為につき不正に加担したとして、連帯して責任を負うと主張しました。また、その損害額は少なくとも11.42億ユーロであると主張しました。

2013年3月、NIPは、MPSとの取引が有効であり法的拘束力がある旨を確認するため、MPSに対して英国の裁判所に訴えを提起しました。2014年3月、MPSは反論書を提出し、取引が違法であり無効であると主張するとともに、NIPは当該取引の下で受け取った約15億ユーロを返還するべきと主張しました。

2015年9月23日、NIPおよびMPSは、当該デリバティブ取引を終了する旨の和解契約を締結しました。NIPは、当該デリバティブ取引は適法・適正に行われたものと考えており、今般の和解はNIPの法的責任を認めるものではありません。しかしながらNIPとしては、欧州関係当局や外部の専門家の意見、助言にも鑑み、和解を選択することが最善であると判断しました。和解契約に基づき、当該デリバティブ取引はMPSからNIPに支払われるべき額を440百万ユーロ減額し清算されました。本和解に基づき、MPSおよびNIPは、イタリアの裁判所にMPSのNIPに対する訴訟を取り下げるための申し立てを行いました。2015年12月、イタリアの裁判所は、MPSの元役員が提起している訴訟を除き、NIPに対するすべての訴訟を取り下げる旨の判断をしました。これにより、イタリアおよび英国におけるMPSとNIP間の民事訴訟は終了しました。本和解による当連結会計年度に与える連結税引前当期純利益への影響額は約340億円の損失であり、その全額をトレーディング損益として計上しています。

2013年7月、MPSの大株主(Fondazione Monte dei Paschi di Siena(以下「FMPS」))は、MPSの元役員およびNIPに対してMPS訴訟と同様の訴えを提起しました(以下「FMPS訴訟」)。この訴えについて、FMPSは、その損害額は少なくとも315.2百万ユーロであると主張しています。NIPは、MPS訴訟およびFMPS訴訟について反論書を提出しました。

〔連結〕

なお、2013年4月、イタリアのシエナ地方検察当局は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始し、その後ミラノ地方検察当局に引き渡されました。2015年4月3日、ミラノ地方検察当局は、予備捜査を終了する通知を發出し過去のMPSの決算に関して不正会計および相場操縦等があったとして、MPS、MPSの元役員3名、NIPならびにNIPの元役員および職員2名の起訴に向けて手続きを進めています。2015年10月12日より、2009年のMPSの決算に関して起訴の是非を判断する裁判所の予備審問が開始されました。NIPは、係属中の法的手続きにおけるNIPの正当性を主張してまいります。

2016年1月、イタリアのチビタベッキア自治体(以下「自治体」)はNIPに対してチビタベッキア地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2003年から2005年にかけて自治体が行ったデリバティブ取引に関連するものであり、自治体は、NIPがアドバイザー契約に基づく義務を遵守しなかったとして約35百万ユーロの損害賠償を求めています。NIPは、NIPの正当性を主張してまいります。

野村證券株式会社(以下「野村證券」)は日本を代表する証券会社であり、同社の顧客口座数は約539万口座に及びます。同社の顧客との多くの取引において、顧客の投資損失等をめぐっての係争が、場合によっては訴訟になることがあります。その中には、2012年4月に野村證券に対して提起された法人顧客からの損害賠償請求訴訟で、2003年から2008年にかけて購入した為替関連の仕組債16銘柄を償還期限前に売却した際に発生した損失額等の5,102百万円の賠償を求めるもの、2013年4月に法人顧客より提起された2005年から2011年にかけて行われた為替デリバティブ取引およびエクイティ関連の仕組債11銘柄の売却や償還により発生した損失額等の10,247百万円の損害賠償を求めるもの、2014年10月に法人顧客より提起された2006年から2012年にかけて行われた為替デリバティブ取引により発生した損失額等の2,143百万円の損害賠償を求めるものが含まれます。これらの訴訟の顧客は、取引契約時点における、野村證券による説明

義務違反等を主張していますが、同社はこれらの顧客の主張には理由がないと考えております。

上記に記載したいずれの訴訟においても、当社は、当社子会社による主張が正当に認められるものと確信しております。

上記以外の米国における不動産証券化商品に関する偶発債務

当社の米国子会社では、住宅用不動産担保ローンをRMBSとする証券化を行ってまいりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者(以下「オリジネーター」)から不動産担保付ローンを購入してまいりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターからローン債権の内容に関する表明保証(representations)を受け入れてまいりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位などの情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、ならびにローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成のRMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われます。各証券化から6年以内に当社子会社らが買戻請求を受けたローンの元本合計金額は3,203百万米ドルです。表明保証違反に基づく請求に適用される時効成立後に買戻請求を受けたものについて

は、当社会社からは買戻しに応じていません。6年以内に買戻請求を受けたものについては、当社会社からは個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。当社会社らが買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもあります。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく初期段階にあります。これらの訴訟は事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在するため、当社は負債計上されている額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額を見積もることはできません。

15. 保証債務

編纂書460「保証」に準拠し、債務保証に伴い認識される義務に関して、その公正価値を負債として連結貸借対照表に計上しております。

債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる野村のデリバティブ取引ならびにスタンバイ信用状およびその他の債務保証の潜在的な最大支払額または契約金額は、以下のとおりであります。

なお、一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。野村はすべてのデリバティブ取引を公正価値で認識しております。野村は、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

デリバティブ取引 ⁽¹⁾⁽²⁾	204,781,587百万円
スタンバイ信用状およびその他の債務保証 ⁽³⁾	8,422百万円

(1) デリバティブ取引の帳簿価額(負債)は5,710,433百万円であり
ます。

- (2) 上記のデリバティブ取引の金額に含まれていない野村が売手となるクレジット・デリバティブの想定元本額は21,827,398百万円であり、その帳簿価額(資産)は194,933百万円であります。
- (3) スタンバイ信用状およびその他の債務保証の帳簿価額(負債)は242百万円であります。

〔金融商品に関する注記〕

16. 金融商品

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

すべての公正価値は、編纂書820「公正価値測定と開示」の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常取引において、金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義されます。ここでいう取引は、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場(当該主要市場がないときは最も有利な市場)における取引を想定しております。

金融商品の内容およびリスク

野村のトレーディング業務は、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券および

〔連結〕

びその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

(単位：億円)

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のためもしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続き、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にするよう努めております。こうした金融商品にかかる信用リスクの管理は、与信審査、リスク上限の設定および監視手続きによって行われております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があり、また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村の信用リスクは、日本国政府、米国政府、欧州連合(以下「EU」)加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して集中しております。次の表はこうした政府、地方自治体および政府系機関の債券の地域別残高内訳を示しております。なお、店頭デリバティブにつきましては、マスター・ネットリング契約に基づき取引相手ごとに相殺し、かつ担保と相殺した後のエクスポージャー純額は、主な取引先業種である金融機関に対して5,022億円であります。

	2016年3月31日				
	日本	米国	EU	その他	合計 ⁽¹⁾
政府債・地方債および政府系機関債	31,882	24,451	21,972	4,175	82,480

(1) 上記金額のほかに、その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債・政府系機関債が当連結会計年度末5,770億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

金融商品の公正価値の階層

公正価値で測定されたすべての金融商品(公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む)はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、野村が取引可能な活発な市場における同一の金融商品の未調整の取引価格。

レベル2

活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいております。

レベル3

金融商品の公正価値測定に有意な観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似する金融商品を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積もり、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいております。

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の2016年3月31日現在のレベル別の金額は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2016年3月31日			取引相手ごと および現金担保との相殺 ⁽¹⁾	当期末残高
	レベル1	レベル2	レベル3		
資産:					
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資					
現物取引	80,350	67,413	2,617	—	150,380
デリバティブ取引	181	374,521	2,266	△ 363,248	13,720
貸付金および受取債権 ⁽²⁾	—	2,770	263	—	3,033
担保付契約 ⁽³⁾	—	10,988	—	—	10,988
その他の資産	7,619	6,563	612	—	14,794
合計	88,150	462,255	5,758	△ 363,248	192,915
負債:					
トレーディング負債					
現物取引	51,353	13,114	30	—	64,497
デリバティブ取引	212	372,710	2,130	△ 364,556	10,496
短期借入 ⁽⁴⁾	6	3,088	214	—	3,308
支払債務および受入預金 ⁽⁵⁾	—	0	△ 2	—	△ 2
担保付調達 ⁽³⁾	—	5,714	—	—	5,714
長期借入 ⁽⁴⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾	1,046	22,650	3,307	—	27,003
その他の負債 ⁽⁸⁾	1,506	1,108	20	—	2,634
合計	54,123	418,384	5,699	△ 364,556	113,650

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手ごとの相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (3) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (4) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (5) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (6) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (7) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。
- (8) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておりません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。このうち、当連結会計年度末において連結貸借対照表計上額と見積公正価値に重要な差額があるものは長期借入です。長期借入については、仕組債を含む一定の金融商品は公正価値オプションの適用に基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入金額もしくは社債の償却原価で計上されております。公正価値オプションを選択しない長期借入の見積公正価値は、利用可能な取引所価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割り引くことにより推計しております。2016年3月31日における長期借入の連結貸借対照表計上額は81,296億円、その公正価値または見積公正価値の金額は81,284億円となっております。

〔連結〕

長期借入金の満期年限別金額

2016年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値評価の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：億円)
2017年3月期	6,523
2018年3月期	10,328
2019年3月期	11,281
2020年3月期	10,570
2021年3月期	8,352
2022年3月期以降	32,966
小計	80,021
譲渡取消による担保付借入	1,275
合計	81,296

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、編纂書860に基づき売却取引ではなく、金融資産により担保され当社に遡及しない資金調達取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債からなっております。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

[1株当たり情報に関する注記]

17. 1株当たり情報

1株当たり株主資本 ⁽¹⁾	748.32円
基本的1株当たり当期純利益 ⁽²⁾	36.53円

- (1) 1株当たり株主資本は、当社株主資本合計を用いて算出しております。
(2) 基本的1株当たり当期純利益は、当社株主に帰属する当期純利益を用いて算出しております。

決算日後に生じた事象

当社は、2016年4月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

ストック・オプションの行使に伴い交付する株式への充当、資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため。

(2) 取得にかかる事項の内容

①取得対象株式の種類	普通株式
②取得する株式の総数	3,500万株(上限) (発行済株式総数に対する割合0.9%)
③株式の取得価額の総額	200億円(上限)
④取得期間	2016年5月18日から 2016年7月22日
⑤取得方法	信託方式による市場買付け

〔その他注記〕

18. その他の追加情報

税制改正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、2016年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる繰延税金資産および繰延税金負債を計算する際の法定実効税率は、従来の32%から31%となっております。また、欠損金の繰越控除制度における控除限度額は、2016年4月1日以後に開始する事業年度からは、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の60%、2017年4月1日以後に開始する事業年度からは、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の55%が控除限度額とされました。なお、2018年4月1日以後に開始する事業年度の欠損金の繰越控除制度における控除限度額は、引き続きその繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の50%が控除限度額となります。

この改正の影響により、繰延税金負債の純額は1,525百万円減少し、法人税等調整額は同額減少しております。

ストック・オプション(新株予約権)の付与

2016年4月、当社はストック・オプションの目的で普通株式の新株予約権を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に対して発行することいたしました。発行される新株予約権の総数は約230千個で、その目的である株式は約23百万株の予定です。行使価額は1株当たり1円となっております。新株予約権は発行決議日より約6ヶ月間から最長約3年間権利行使を制限される繰延報酬です。なお、権利行使期間は、権利行使開始より5年間です。

野村は、上記のストック・オプション以外にも、当社の株価等と連動させた報酬制度を採用しております。本制度の対象となる使用

人等は、その支給を得るために将来の一定期間当社の使用人等として業務に従事するなどの必要があり、一定事由による退職等があった場合、受給資格を失います。翌連結会計年度についても、当社は、当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に対し、当社の株価等に連動した報酬の付与を行う予定です。当社は将来の支給時期直前の一定期間の当社株価等に連動する金額の現金またはこれに相当する額の資産等を支給します。

〔単体〕

③ 計算書類の個別注記表

個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券

ア 時価のある有価証券

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

イ 時価のない有価証券

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

3. 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、繰延ヘッジによっております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。また、為替予約や長期

外貨建社債等の外貨建債務により、外貨建の子会社株式等にかかる為替変動リスクをヘッジしております。さらに一部のその他の有価証券の株価変動リスクをヘッジするため、トータルリターンズワップを行っております。

(3)ヘッジ方針

社債および借入金にかかる金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、外貨建子会社株式にかかる為替変動リスクは、原則として為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務によりヘッジしております。その他の有価証券の株価変動リスクは、トータルリターンズワップによりヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等を定期的に比較する方法により、ヘッジの有効性を検証しております。

9. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

10. 連結納税制度を適用しております。

〔追加情報〕

(株価変動リスク・ヘッジ)

当社は、一部のその他の有価証券の株価変動リスクをヘッジするため、トータルリターンズワップを開始いたしました。

(税効果会計に関する適用指針の適用)

当社は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度より早期適用しております。これによる重要な影響はありません。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	2,267,190百万円
短期金銭債務	1,334,007百万円
長期金銭債権	2,350,344百万円
長期金銭債務	10,000百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 51,885百万円

3. 差入有価証券等

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等30,894百万円の差入れを行っております。

4. 社債中の劣後特約付社債 323,200百万円

5. 保証債務の残高⁽¹⁾

ノムラ・インターナショナルPLCが行うストックレンディング取引にともなう保証1,045千米ドル、同社が行う先物取引にともなう保証302百万円、同社が行うレポ取引にともなう保証94,887千米ドル、同社が行うデリバティブ取引等にともなう保証2,958,659千米ドルおよび同社が行う借入金、レポ取引等にともなう保証2,394,000千米ドル 612,124百万円⁽²⁾

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したメディアム・ターム・ノート1,069,484千米ドル、2,172,600千ユーロ、218,795千豪ドル、14,000千カナダドル、495,946千ポンド、460,000千南アフリカランド、3,040,000千インドルピー、36,000千ニュージーランドドル、2,942,800千ブラジルリアル、670,000千メキシコペソ、356,500千トルコリラ、135,000,000千インドネシアルピア、1,220,000千ロシアルーブル、18,000千中国元および1,135,818百万円の元利金の保証 1,757,165百万円⁽²⁾

ノムラ・バンク・インターナショナルPLCが発行したメディアム・ターム・ノート1,706,345千米ドル、352,501千ユーロ、6,000千豪ドル、15,096百万円の元利金の保証、同社が行う借入金

〔単体〕

135,000千ユーロおよび同社が行うコモディティの支払債務
1,489千米ドルの保証 269,356百万円

ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うデリ
バティブ取引等1,007,050千米ドルの保証 113,082百万円⁽²⁾

ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLCが発行したメディアム・ターム・
ノート223,983千米ドルの元利金の保証 25,151百万円

ノムラ・ファイナンシャル・インベストメント(コリア) Co., Ltd.のデリ
バティブ取引等にともなう58,207千米ドルの保証 6,536百万円

ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.が発行した
メディアム・ターム・ノート1,890,682千米ドル、530,675千ユー
ロ、7,204千ポンド、103,300千豪ドル、67,550,000千インドネ
シアルピア、679,263千中国元、150,000,000千韓国ウォン
および820,995千香港ドルの元利金の保証 328,792百万円

ノムラ・フィックスド・インカム・セキュリティーズ・プライベート・リミ
テッドのデリバティブ取引等における1,991千米ドルの保証
224百万円

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.のレポ取引等
にかかる17,530千米ドルの保証 1,968百万円

インスタネット・パシフィックLtd.の株取引における102千米
ドルの保証 12百万円

インスタネット・シンガポール・サービスズ・プライベート・リミテッ
ドの株取引の決済における135千米ドルの保証 15百万円

ノムラ・シンガポール・リミテッドが行うデリバティブ取引にともな
う3,232千米ドルの保証 363百万円

ノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・サービスズ株式会社が行う
デリバティブ取引にともなう3,815千米ドルの保証 428百万円⁽²⁾

(1) 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従
い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについ
ては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

(2) 野村証券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業収益	583,832百万円
営業費用	85,280百万円
営業取引以外の取引高	24,743百万円

2. 「資産利用料」は、子会社である野村証券株式会社等から受け取
る、当社の保有する器具備品、ソフトウェア等の利用料であります。

3. 「不動産賃貸収入」は、子会社である野村証券株式会社等から
受け取る、店舗等の不動産賃貸料であります。

4. 「商標使用料」は、子会社である野村証券株式会社から受け取
る、当社の保有する商標の使用料収入であります。

5. 「その他の売上高」は、子会社である野村証券株式会社等から受け
取る、業務サービス提供料収入や、有価証券貸借料等であります。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式(株)	3,822,562,601	—	—	3,822,562,601

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式(株)	222,555,702	24,364,753	33,879,686	213,040,769

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

市場買付にともなう増加	24,331,100株
単元未満株式の買取請求にともなう増加	33,653株

減少の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使にともなう減少	33,879,000株
単元未満株式の買増しにともなう減少	686株

3. 新株予約権に関する事項⁽¹⁾

名称	新株予約権の割当日	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
第28回	2009. 4.30	普通株式	138,400株
第29回	2009. 6.16	普通株式	39,800株
第30回	2009. 6.16	普通株式	114,000株
第31回	2009. 8. 5	普通株式	116,000株
第32回	2009. 8. 5	普通株式	1,936,500株
第34回	2010. 5.18	普通株式	380,100株
第35回	2010. 5.18	普通株式	646,800株
第37回	2010. 7.28	普通株式	1,381,100株
第38回	2010. 7.28	普通株式	647,000株
第39回	2010.11.16	普通株式	1,594,300株
第40回	2011. 6. 7	普通株式	1,065,000株
第41回	2011. 6. 7	普通株式	1,388,200株
第42回	2011. 6. 7	普通株式	2,047,400株
第43回	2011.11.16	普通株式	1,514,900株
第44回	2012. 6. 5	普通株式	950,200株
第45回	2012. 6. 5	普通株式	1,570,500株
第46回	2012. 6. 5	普通株式	2,464,100株
第49回	2012. 6. 5	普通株式	1,646,400株
第51回	2012.11.13	普通株式	1,852,400株
第52回	2013. 6. 5	普通株式	1,091,600株
第53回	2013. 6. 5	普通株式	1,883,800株
第55回	2013.11.19	普通株式	2,683,700株
第56回	2014. 6. 5	普通株式	2,550,900株
第59回	2014. 6. 5	普通株式	1,336,800株
第60回	2014. 6. 5	普通株式	4,580,300株
第66回	2015. 6. 5	普通株式	1,668,300株

(1) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2015年4月30日 取締役会	普通 株式	46,800	13.00	2015年 3月31日	2015年 6月2日
2015年10月28日 取締役会	普通 株式	35,983	10.00	2015年 9月30日	2015年 12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2016年4月27日 取締役会	普通 株式	10,829	3.00	2016年 3月31日	2016年 6月1日

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
有価証券等評価損	159,732百万円
地方税繰越欠損金	33,443百万円
繰延ヘッジ損益	3,241百万円
固定資産評価減	3,221百万円
ストック・オプション	2,810百万円
その他	2,109百万円
繰延税金資産小計	204,556百万円
評価性引当額	△111,498百万円
繰延税金資産合計	93,058百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△17,244百万円
繰延ヘッジ損益	△12,452百万円
その他	△257百万円
繰延税金負債合計	△29,953百万円
繰延税金資産の純額	63,105百万円

税制改正による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、2016年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる繰延税金資産および繰延税金負債を計算する際の法定実効税率は、従来の32%から31%となっております。

また、欠損金の繰越控除制度における控除限度額は、2016年4月1日以後に開始する事業年度からは、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の60%、2017年4月1日以後に開始する事業年度からは、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の55%が控除限度額とされました。なお、2018年4月1日以後に開始する事業年度の欠損金の繰越控除制度における控除限度額は、引き続きその繰越控除をする事業年度の繰越控除

〔単体〕

前の所得の金額の50%が控除限度額となります。

この改正の影響により、繰延税金資産の純額は1,607百万円減少し、法人税等調整額が2,461百万円、繰延ヘッジ損益が297百万円およびその他有価証券評価差額金が556百万円それぞれ増加しております。

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、自動車、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社および関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	摘要
子会社	野村証券株式会社	(所有)直接100%	諸設備の提供 資金の貸付 役員の兼任	情報処理システム 利用料の受取	109,193	未収収益	20,886	(注1)
				資金の貸付 利息の受取	1,254,039 14,405	短期貸付金 未収収益	1,299,902 476	(注2,3)
				劣後特約付コミットメントラインの設定 資金の貸付 コミットメントライン設定料の受入	700,000 150,000 902	関係会社 長期貸付金 —	250,000 —	(注4)
子会社	ノムラ・インターナショナル PLC	(所有)間接100%	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	199,364 41	短期貸付金 未収収益	13,363 1	(注2)
				債務保証 保証料の受入	612,124 598	— 未収収益	— 590	(注6)
子会社	ノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte.Ltd.	(所有)直接100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	328,792 106	— 未収収益	— 105	(注7)
子会社	ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.	(所有)直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	1,815,109 22,855	短期貸付金 未収収益	1,664,931 2,564	(注2)
子会社	ノムラ・バンク・インターナショナル PLC	(所有)間接100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	269,356 101	— 未収収益	— 100	(注8)
子会社	NHI アクイジション・ホールディング Inc.	(所有)直接100%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	160,668 2,023	短期貸付金 未収収益	141,198 233	(注2)
子会社	野村ファシリティーズ株式会社	(所有)直接100%	諸設備の利用や メンテナンス 資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	74,600 1,503	関係会社 長期貸付金 未収収益	74,600 4	(注2)
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V.	(所有)直接100%	資金の借入 債務保証	資金の借入 利息の支払	650,819 5,431	短期借入金 未払費用	1,144,000 432	(注9)
				債務保証 保証料の受入	1,757,165 739	— 未収収益	— 737	(注10)
子会社	ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc.	(所有)間接100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	113,082 58	— 未収収益	— 57	(注11)
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC	(所有)直接100%	増資の引受	増資の引受	195,746	—	—	(注12)
子会社	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式 会社	(所有)直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	511,623 10,610	短期貸付金 未収収益	714,856 711	(注2,3)
				劣後特約付コミットメントラインの設定 資金の貸付 コミットメントライン設定料の受入	355,000 — 140	関係会社 長期貸付金 未収収益	250,119 140	(注5)
				情報処理システム利用料等の 支払	32,623	—	—	(注13)
関連 会社	株式会社野村総合研究所	(所有)直接 6.2% 間接30.6%	システムソリューショ ンサービス コンサルティング・ナ レッジサービスの購入	情報処理システム利用料等の 支払 ソフトウェア等の購入	16,855	未払金	3,833	(注13)

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 情報処理システム利用料につきましては、当社の原価を基準として合理的に決定しております。
2. 資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 取引金額および期末残高から注 4. または注 5. の劣後特約付コミットメントラインの設定にかかる取引を除いております。
4. 劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であり、期末日現在の融資の実行残高は 250,000 百万円であります。
5. 劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であり、期末日現在の融資の実行残高は 250,119 百万円 (取引日時点の為替レートで換算した残高は 230,424 百万円) であります。
6. ノムラ・インターナショナル PLC に対する債務保証は、当社が発行する CP やデリバティブ取引等について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して CP 等は年率 0.04%、デリバティブ取引等は年率 0.125% (当社単独保証) または 0.0625% (野村證券株式会社との共同保証) の保証料を徴求しております。
7. ノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte. Ltd に対する債務保証は、当社が発行するメディアム・ターム・ノートの元利金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率 0.04% の保証料を徴求しております。
8. ノムラ・バンク・インターナショナル PLC に対する債務保証は、当社が発行するメディアム・ターム・ノートや借入金の元利金、およびコモディティの支払債務について当社が債務を保証したものであり、保証額に対してメディアム・ターム・ノートおよび借入金は年率 0.04%、コモディティの支払債務は 0.125% の保証料を徴求しております。
9. 資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
10. ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V. に対する債務保証は、当社が発行するメディアム・ターム・ノートの元利金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率 0.04% (当社単独保証) または 0.02% (野村證券株式会社との共同保証) の保証料を徴求しております。
11. ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc. に対する債務保証は、当社が発行するデリバティブ取引等について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率 0.125% (当社単独保証) または 0.0625% (野村證券株式会社との共同保証) の保証料を徴求しております。
12. ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC の行った株主割当増資を 195,746 百万円引き受けたものであります。
13. 情報処理システム利用料やソフトウェアにつきましては、コンピュータの運営維持にかかる費用やシステム開発にかかる原価、譲渡時の償却後簿価等を勘案し、取引ごとに決定しております。
14. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たり純資産額 670円77銭
1株当たり当期純利益 116円47銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

(新株予約権の発行)

2016年4月、当社はストック・オプションの目的で普通株式の新株予約権を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に対して発行することといたしました。発行される新株予約権の総数は約230千個で、その目的である株式は約23百万株の予定です。行使価額は1株当たり1円となっております。新株予約権は発行決議日より約6ヶ月から約3年間権利行使を制限される繰延報酬です。なお、権利行使期間は、権利行使開始より5年間です。

(自己株式の取得)

当社は、2016年4月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

ストック・オプションの行使に伴い交付する株式への充当、資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため。

(2) 取得にかかる事項の内容

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| ①取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| ②取得する株式の総数 | 3,500万株(上限)
(発行済株式総数に対する割合0.9%) |
| ③株式の取得価額の総額 | 200億円(上限) |
| ④取得期間 | 2016年5月18日から
2016年7月22日 |
| ⑤取得方法 | 信託方式による市場買付け |

以上